

事業者各位

大津市長

標記公募型プロポーザルに係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

No	質問項目	質問内容	回答
1	全体的な質問	公告に「電子版母子健康手帳ガイドラインに準拠し、将来の国の母子保健情報連携施策に対応可能な拡張性を確保する」とありますが、PMHを活用した電子版母子健康手帳の運用には、医療機関アプリによる乳幼児健診または妊婦健診の実施が必須となります。一方、仕様書等には医療機関向け機能の記載がございません。医療機関との連携をどのような範囲・時期でお考えか、また本業務の対象に含まれるかご教示ください。	本業務においては、乳幼児健診の集団健診における運用を想定しているため、医療機関との連携は対象には含まれていません。 医療機関との連携の範囲・時期については、国から提示される仕様等を踏まえ、今後検討してまいります。
2	【実施要領】 8 参加申込の手続き (1) 提出書類等 クラウドサービス要件・適合状況一覧 (様式第8号) 及び根拠資料 1部	様式第8号は令和8年10月14日までに提出いたします。 一方、一部項目の根拠資料については外部機関への確認等も含め準備に時間を要するため、同日までの取得が困難となる可能性があります。 提出可能な根拠資料は令和8年10月14日までに提出する予定ですが、不足する一部根拠資料のみを令和8年10月29日までに追加提出とさせて頂くことは可能でしょうか。	提出資料につきましては、全て期限通りに提出していただくようお願いいたします。不足する根拠資料がある場合は、期限時点でご提出いただいた内容に基づき審査をいたします。
3	【様式第7号】①大津市 母子健康手帳 アプリ等 機能要件一覧 項番18-22 項番78-83	PMHを活用した母子保健情報連携では、項番18～22,78～83の内容は健康管理システム（健康かるて）側の責務と整理されています。健康管理システム標準仕様書（第5.0版）別紙1業務フローのPDF45ページ「乳幼児健診結果情報連携（PMH）」では、医療機関・健診会場の役割はPMHへの結果送信までとされています。PMHからのデータ取得、取込、エラー時の修正・再取込は健康管理システムの作業です。また、PDF44ページ「乳幼児健診対象者情報連携（PMH）」では、健康管理システムが対象者をPMHへ登録しており、対象者の紐付けも健康管理システムが起点となっています。本業務において、どこまでの開発範囲・実装となるかをご教示ください。	本業務においては、令和9年度（PMH未連携）に電子問診を実施するための実装可能な機能をご提案ください。 PMH連携後の健康管理システムとアプリの連携については、国から提示される仕様等を踏まえ、今後検討してまいります。
4	【様式第7号】①大津市 母子健康手帳 アプリ等 機能要件一覧 項番59-61	現行のPMHの仕様では、住民による問診票の入力はマイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）を通じてPMHへ直接登録される仕組みとなっております。弊社にて登録が可能になった際は対応できるように実装する予定ですが、こちらで満たせますでしょうか。	本業務の要求水準に対する適合可否については、企画提案後の審査において判断いたします。 なお、ご質問の項目については企画提案においてPMH連携後の対応及び令和9年度時点で電子問診を実施するにあたり可能な対応の両方をご提案ください。